鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

平成 22 年 11 月 30 日

鶴ヶ島市

- ○この回答は、平成 22 年 10 月 18 日 (月) から 11 月 4 日 (木) までの間で受け付けた実施方針等に関する質問・意見に対する 回答を公表するものです。
- ○合計で361件のご質問・ご意見を頂きました。沢山のご質問・ご意見ありがとうございました。
- ○質問及び意見は、原則として原文のまま掲載しています。ただし、項目及び記載位置については、市で整理しています。
- ○本回答については、現時点での考え方を示したものであり、今後変更する可能性があります。 最終的には入札関連書類に 基づいてください。

										平成22年11月30日
	No	資料名	頁	第 1	1	1)	(1)	1	質問・意見内容	回答
質問	1	実施方針	1	第1	1	5)	(1)		「事業用地内の既存施設の解体撤去工事等業務」がありますが、事業敷地内の建築物の石綿(アスベスト), PCB使用等の有無、既設の外灯、電柱、支線の処置等について御教示ください。	石綿(アスベスト)及びPCB使用の有無は、「参考資料-3 事業用地内の既存施設図面」のとおりです。なお、旧青少年野外活動施設の管理棟については、非飛散性アスベストが使用されている事は、過去に市が行った調査で確認しています。解体撤去作業を行うにあたっては、関係法令を遵守の上、安全性を確保し作業を行って下さい。また、既設の外灯についても、管理棟などと共に撤去して下さい。電力柱の移設が必要となる場合は、設置者と協議が必要となると考えます。
質問	2	実施方針	1	第 1	1	4)			学校給食に係る施策の充実の中に「地産地消」とありますが、現在の給食センターでの実績の資料等がございましたら、ご教示頂けないでしょうか。	入札公告時までに公表致します。
質問	3	実施方針	2	第1	1	6)	(1)		BTO方式の場合、事業者が施設の原始取得をする事となりますが、地方税法73条2の2の解釈より、不動産取得税に係る原始取得者は、事業者からの譲受人である市になるため、非課税となる解釈で宜しいでしょうか。	市では非課税となると考えていますが、当局の判断となります。
質問	4	実施方針	2	第 1	1	5)	(4)	(参考)	運営業務の中に給食配送とありますが、貴市側の配送業務は運営企業で の配送とどのような交わりをお考えでしょうか。	米飯・パン・麺等・デザート類の一部及び牛乳については、市の発注により直接各学校へ搬入されます。運営企業等が行う配送業務とは直接関連はありません。
質問	5	実施方針	3	第1	1	6)	(3)	3	光熱水費等の費用が固定料金に含まれることを想定されていますが、光 熱水費の実績を問わず、運営維持管理期間で平滑したサービス対価が支 払われるとの解釈で宜しいでしょうか。	光熱水費の費用も固定料金・変動料金で構成されることを想定しています。詳細は、入札説明書に示します。
質問	6	実施方針	3	第1	1	6)	(3)	1	「事業契約書に定める額と本施設の所有権移転時に一時支払い金として 事業者に支払う予定である。」とありますが、一時金払いには設計業務 及び開業準備業務に係るサービス対価は含まれないとの理解でよろしい でしょうか。	一時支払い金の対象・名目等については、入札説明書で示します。
質問	7	実施方針	3	第1	1	6)	(3)	1	基準金利決定日とは「竣工日」「施設の引渡(予定)日」のどちらです か。	入札説明書で示します。
質問	8	実施方針	3	第1	1	6)	(3)	1	「基準金利決定日」は、多くのPFI事例では施設引渡しの2営業日前となっており、金融実務上もこのような取り決めが望ましいのですが、本件においても同様となりますでしょうか。	質問No.7の回答を参照下さい。
質問	9	実施方針	3	第 1	1	6)	(3)	1	基準金利決定日はいつをお考えでしょうか。	質問No.7の回答を参照下さい。
質問	10	実施方針	3	第1	1	6)	(3)	1	建設一時支払い金の具体的な金額及び算定方法は入札公告時に公表され るのでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	11	実施方針	3	第 1	1	6)	(3)	1	「一時支払い金」の金額の決定時期はいつごろになりますでしょうか。 事業者の資金調達に大きく影響する事項ですので、できるだけ早期に、 遅くとも入札公告時までには決定していただくことを望みます。	質問No. 10の回答を参照下さい。
質問	12	実施方針	3	第1	1	6)	(3)	1	一時支払金はいくらを想定していますか。	質問No.10の回答を参照下さい。

										平成22年11月30日
	No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	1	質問・意見内容	回答
質問	13	実施方針	3	第1	1	6)	(3)	1	一時支払金の金額は入札公告時に確定された金額が示されることになる のでしょうか。	質問No. 10の回答を参照下さい。
質問	14	実施方針	3	第 1	1	6)	(3)	1	建設一時支払金には金額の縛りはありますか。	一時支払金の対象・名目等については、入札説明書で示します。
質問	15	実施方針	3	第 1	1	6)	(3)	1	「事業契約書に定める額を本施設の所有権移転時に一時支払金として事業者に支払う予定」となっておりますが、一時支払金は「安全・安心な学校づくり交付金」などの金額には左右されず確定金額が支払われると考えてよろしいでしょうか。	事業契約書で締結した金額を支払います。
質問	16	実施方針	3	第1	1	6)	(3)	1	実際の補助金の交付額しだいで、一時支払金の金額が変更となるような ことはあるのでしょうか。	質問No.15の回答を参照下さい。
質問	17	実施方針	3	第1	1	6)	(3)	1)	「施設整備に係るサービスの対価」には、SPC設立・登記費用、契約書作成・締結費用、法務費用、金融費用、事務費など、新規事業の立ち上げに通常必要となる費用が含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	18	実施方針	3	第1	1	6)	(3)	1	割賦の支払い頻度は年何回になりますでしょうか。	年4回を想定しています。詳細は入札説明書で示します。
質問	19	実施方針	3	第 1	1	6)	(3)	1	要求水準書と同様に事業契約書も質疑を踏まえた上で入札公告を公表いただければと考えております。入札公告前に事業契約書の公表は可能でしょうか。	趣旨は理解いたしましたが、スケジュール通りとします。
質問	20	実施方針	3	第 1	1	6)	(3)	2	施設の維持管理及び運営に係るサービス対価の支払サイトは4半期に1回という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	21	実施方針	3	第 1	1	6)	(3)	2	物価変動は、何を対象にどのようにする予定でしょうか。	入札説明書で示します。
質問	22	実施方針	3	第 1	1	6)	(3)		開業準備にかかる費用は、「施設整備に係るサービス対価」か「維持管理及び運営に係るサービス対価」のどちらに含まれるでしょうか。	入札説明書で示します。
質問	23	実施方針	3	第1	1	6)	(3)		予定価格の公表はありますでしょうか。	入札説明書で示します。
質問	24	実施方針	3	第1	1	7)			平成40年3月以降の施設の維持管理及び運営については、事業者が引き続き業務を実施する可能性もあるという理解で良いでしょうか。	選定事業者の意見を聞きながら、事業期間内に市が決定します。
質問	25	実施方針	3	第 1	1	7)			本施設の貴市への引き渡しのタイミングは、施設整備完了後、開業準備前(平成25年6月末又は7月初)でよろしいでしょうか。	維持管理・運営期間開始日の前日とする予定です。
質問	26	実施方針	3	第 1	1	8)			ここでは事業期間終了時に本施設を引き渡すことが記載されていますが、本事業はBTOであり施設完成時に貴市に引き渡し済みと理解しております。ここでの意味合いは、事業者持ち込みの備品等を撤去して施設を明け渡すことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	(1)	質問・意見内容	回答
	NO	具作行	只	<i>א</i> ז י	'	17	(1)	0	貝川 心兀門行	Q n
質問	27	実施方針	5	第2	1				「事業者の選定は総合評価落札方式による一般競争入札により行う。」とありますが予定価格は公表されるのでしょうか、また公表される場合はいつ頃公表されるのでしょうか。	入札説明書で示します。
質問	28	実施方針	5	第2	1				公開型プロポーザル方式で無く、「総合評価落札方式による一般競争入 札」となっておりますが、落札者決定後に落札者の提案内容の変更等の 交渉は行われないとの理解でよろしいでしょうか。	
質問	29	実施方針	5	第2	1				総合評価落札方式による一般競争入札での出件になっておりますが、落 札者決定後に落札者の提案内容等を変更(一部含む)させる等の交渉を 行わないとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.28の回答を参照下さい。
質問	30	実施方針	5	第2	2				事業者選定のスケジュール(予定)において、「入札参加表明書の受付・通知」が平成23年5月に設定されておりますが、平成22年11月1日公告されました「平成23・24年度鶴ヶ島市入札参加資格審査申請書提出要領」によりますと資格の有効期間が平成23年6月1日からとなっております。入札参加時には資格が有効でない状態となっております。参加資格の要件について再度ご指示お願いいたします。	
質問	31	実施方針	5	第2	2				事業契約書(案)は来年4月の入札公告時に公表される予定になっていますが、事業者としては提案準備のために早期に事業構造の理解を進めたいと思っておりますので、事業契約(案)だけでも入札公告より早期に公表していただけませんでしょうか。	趣旨は理解いたしましたが、スケジュール通りとします。
質問	32	実施方針	7	第1	7	2)			埋蔵文化財の確認調査は市が実施されるとのことですが、時期をご教示 すさい。また、埋蔵文化財が発見されスケジュールに影響することが判 明した場合、遅延は認められるのでしょうか。	埋蔵文化財の確認調査はすでに実施し、発掘調査を必要とする遺構は確認されませんでした。
質問	33	実施方針	7	第2	3	12)			「競争的対話を必要に応じて実施することがある。」とありますが、現在 貴市の方で想定しておられる具体的な方法・内容等があればご教示下さい。	目的は、市と入札参加者の意見交換を図るために行うものです。 詳細については、入札参加者に示します。
質問	34	実施方針	7	第2	3	12)			「競争的対話(対面対話)を実施することがある。」と記載がありますが、具体的な目的及び実施内容について、ご教示願います。	質問NO.33の回答を参照下さい。
質問	35	実施方針	7	第2	3	12)			「参加資格確認後、必要に応じて競争的対話(対面対話)を実施することがある。」と記載がありますが、競争的対話の内容についてご教示下さい。	質問NO.33の回答を参照下さい。
質問	36	実施方針	7	第2	3	17)	(2)		SPCを設立する際に、建設予定地の地番で登記することは可能でしょうか。	不可です。
質問	37	実施方針	8	第2	3			3	協力企業はいずれかのSPCに参加、申請が必要ですか	ご理解のとおりです。

N	No	資料名	=	A-1						
			頁	第1	1	1)	(1)	1	質問・意見内容	回答
質問 3	38	実施方針	8	第 2	4	1)		3	SPCから直接業務の受託・請負を行わない企業(建設企業の協力企業)がSPCに出資する場合、関連企業という名称にて参加申請することとして宜しいでしょうか。また、その場合には参加資格要件は特段求めないものとして考えて宜しいでしょうか。	代表企業及び構成企業以外の企業がSPCの出資者となることは不可とします。併せて、当該内容は実施方針を修正します。
質問 3	39	実施方針	8	第2	4	1)			< 入札参加者の構成等 SPCの運営事務業務を行う企業が構成員や代表企業として参加することは可能でしょうか。可能な場合、参加資格要件(市の競争入札の参加 資格登録など)についてご教示願います。	
質問 4	40	実施方針	8	第2	4	1)		7	下請で参加する場合は事前に市側への申請が必要ですか	入札時点での申請は必要ではありません。ただし、実際の業務について 構成員から第三者に委託、又は下請人を使用する場合は当該委託又は請 負に係る契約を締結する前に市への通知及び市の承諾が必要となりま す。
質問 4	41	実施方針	8	第2	4	1)		5	構成員が他の入札参加者の構成員となることができない旨が定められていますが、ここでの「構成員」とは、代表企業・構成企業・協力企業の全てを包含する用語という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問 4	42	実施方針	8	第2	4	1)		(5)	一入札参加者の構成員は、他の入札参加者の協力企業となることはできるのでしょうか。また、一入札参加者の協力企業は、他の入札参加者の協力企業となることはできるのでしょうか。	前段、後段とも不可です。
質問 4	43	実施方針	8	第2	4	1)		(5)	SPCとの直接業務委託等が出来る協力企業について、他の構成員や協力企業になれる・なれないの記載がありませんが、当然なれないとの理解でよろしいでしょうか。	協力企業は構成員に含まれるため、他の構成員にはなれません。
質問 4	44	実施方針	9	第2	4	2)	(1)	(5)	HACCPに関する相当の知識を有するとありますが、基準もしくは資格保 有の条件はありますでしょうか。	HACCP対応施設での実績を有することが望ましいものの、有さない場合は、HACCPに関する相当程度の知識を持つと認められるための講習会等の受講によっても可とする予定です。
質問 4	45	実施方針	9	第2	4	2)	(1) (2)	(5)	相当の知識とは、HACCP対応施設の実績との理解でよろしいでしょうか。	質問No. 44の回答を参照下さい。
質問 4	46	実施方針	10	第2	4	2)	(5)	3	HACCPに関する相当の知識を有していることを証する書類ですが、 HACCPに関する講習会やセミナーの修了証等でよろしいでしょうか。	質問No. 44の回答を参照下さい。
質問 4	47	実施方針	10	第2	4	2)	(5)	3	HACCPに関する相当の知識を有していることとありますが、具体的にどのようなものかご教示下さい。	質問No. 44の回答を参照下さい。
質問 4	48	実施方針	9	第2	4	2)	(1)	4	学校給食施設・集団調理施設の実績は、ありませんが緩和されません か。	緩和する予定はありません。

	No	資料名	頁	第 1	1	1)	(1)	1	質問・意見内容	回答
質問	49	実施方針	9	第2	4	2)			担当業務を問わず、全ての構成員が「鶴ヶ島市の平成23・24年度の入札参加資格者名簿に登録されている必要がありますでしょうか。	設計企業・工事監理企業・建設企業・維持管理企業・運営企業以外の構成員は「その他企業」と位置づけ、「その他企業」に対する参加資格要件は、実施方針P9・10に示したとおりです。
質問	50	実施方針	9	第2	4	2)			担当する業務の内容にかかわらず、構成員となる会社は全て平成23・24 年度の入札参加有資格者名簿に登録されていることが参加要件になりま すでしょうか。	質問No.49の回答を参照下さい。
質問	51	実施方針	9	第2	4	2)	(1) (2)	4	設計完了実績の規模・食数をお教え下さい。	規模・食数の要件はありません。
質問	52	実施方針	10	第2	4	2)	(3)	\$	専任で配置する技術者の経験は問われるのでしょうか(④の完工実績 等)	問いません。
質問	53	実施方針	10	第2	4	3)		8	「本事業に係るコンサルタント業務に関与したもの〜」 とありますが、公平性の観点から、本事業の「PFIを含む整備事業手法の検討及び導入可能性調査」に係るコンサルタント業務に関与したものも含まれるという理解でよろしいでしょうか。	含まれません。実施方針P.11を参照下さい。
質問	54	実施方針	10	第2	4	3)		1	「鶴ヶ島市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱に規定する措置要件 に該当する者」とありますが、その内容についてご教示下さい。	鶴ヶ島市例規集「鶴ヶ島市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」を確認下さい。
質問	55	実施方針	10	第2	4	2)	(3)	2	平成23・24年度の資格者名簿の登録が要件となっていますが、財政課によると有効期限は平成23年6月1日からとされています。新規登録を予定している業者は5月に予定されている参加表明受付時に有資格となれないことになります。この場合、本事業への参加は出来ないのでしょうか。	入札参加資格表明書等の受付の時期を再検討します。
質問	56	実施方針	11	第2	4	3)		10	入札参加者の構成員は、制限事項として、直近3年分の法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納していないものとありますが、納税を証明する書類としては、税務署より発行される【様式その3の3】のみを添付するという理解でよろしいでしょうか。	
質問	57	実施方針	11	第2	4	4)			「参加資格確認後、落札者の決定までの期間に、入札参加者の構成員が入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が発生した場合には、 失格とする。」とありますが、それ以後に発生した場合は失格とならないのでしょうか。ご教示下さい。	実施方針P.11を参照下さい。
質問	58	実施方針	11	第2	4	2)			施設整備業務の内、厨房設備調達・設置業務のみを構成企業として受 託・請負場合、必要な参加資格要件はございますか。	実施方針P9・10を参照下さい。
質問	59	実施方針	11	第2	4	2)			維持管理業務の内、厨房設備保守管理業務のみを構成企業として受託・ 請負場合、必要な参加資格要件はございますか。	実施方針P9・10を参照下さい。

		"Arr shall Are	_	·		4.5	(4)	•	E.B. 4-0.1-4	十成22年11月30日
	No	資料名 ———	頁	第 1	1	1)	(1)	1	質問・意見内容	回答
質問	60	実施方針	11	第2	4	4)			「契約締結までの期間」とは、事業契約の本契約締結(=市議会の議 決)までの期間となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	61	実施方針	12	第2	5	3)			「…、評価及び落札の決定において、最終的に応募者がない、…」とありますが応募者が1グループでもある場合は実施されるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	62	実施方針	13	第3	3	2)			本施設の引渡後においては、減額の対象は「維持管理及び運営に係るサービス対価」であって、「施設整備に係るサービス対価」は減額されることは無い、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	63	実施方針	14	第 4	1					敷地境界を越えた樹木が双方にあるので、今後、必要な調整を行ってい きます。
質問	64	実施方針	14	第4	1				埋蔵文化財の確認調査期間(平成22年度中に実施予定)とありますが、 想定される調査期間並びに、本事業のスケジュールに及ぼす影響の有無 が分かる時期について想定を含めご教示下さい。	埋蔵文化財の確認調査はすでに実施し、発掘調査を必要とする遺構は確認されませんでした。
質問	65	実施方針	14	第4	1				遺構等が確認され発掘調査が行われる場合には、本事業のスケジュール はその分延期されることになりますでしょうか。	質問No.64の回答を参照下さい。
質問	66	実施方針	14	第4	1		その他		説明会の時に埋蔵文化財の確認調査・発掘調査終了後に「地質調査 (ボーリング調査等)」を行うとのご説明がありましたが、調査結果の 公表は入札公告時との理解で宜しいでしょうか。	今年度中に調査予定であり、調査結果については終了次第公表します。
質問	67	実施方針	15	第6	1				サービスが要求水準を下回った場合の一定の修復期間の具体的な期間は どの位かご教示下さい。	事業契約書(案)で示します。
質問	68	実施方針							予定価格は公表されるのでしょうか。	入札説明書で示します。
質問	69	実施方針							1 グループのみが参加資格審査を行った場合、引き続き入札は行われる のでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	70	実施方針	18	別紙-1				2	No.2「当該事業に直接関係する法令の新設・変更等」とありますが、要求水準書(案)P4~6の6. 適用法令及び適用基準等が該当するものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	71	実施方針	18	別紙-1					金利変動について基準金利決定日以前の金利の変動リスクについて市が 負うものなっておりますが、基準金利の公表はあるのでしょうか。	入札説明書で示します。
質問	72	実施方針	18	別紙-1				23	「事業の中止・延期」で貴市にも事業者にも帰責性が無い場合には事業 者としてはリスクを負担することは困難です。ここは発注者である貴市 にてリスクをご負担いただけませんでしょうか。	原案のとおりとします。

		*Arrabal des	_	·			(4)	•	E.B. + D.L.+	十成22年11月30日
	No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	1	質問・意見内容	回答
質問	73	実施方針	18	別紙-1				24	No. 24「構成員の能力不足等による事業悪化」とありますが、確かにご趣旨は理解できます。一方、貴市と事業者の相互理解のために、能力不足ならびに事業悪化の測定基準についてご教示下さい。	要求水準の未達が主たる判断基準とお考え下さい。
質問	74	実施方針	18	別紙-1				25	(予見可能な範囲を超えるもの)とありますが、従分担で表示されている選定事業者負担の内容について具体的にはどの程度のものを想定されておりますでしょうか。	事業契約書(案)で示します。
質問	75	実施方針	18	別紙-1				25	不可抗力による損害の事業者負担が△となっており、一定範囲の損害は 選定事業者、それ以上の損害は市とされていますが、事業者の負担割合 はどの程度とお考えでしょうか。	事業契約書(案)で示します。
質問	76	実施方針	18	別紙-1				28	落札者に帰責性がない理由で議会の議決が得られない場合には、貴市の リスク負担としていただけませんでしょうか。	原案のとおりとします。なお、そのような事態にならないよう市として も、最大限の努力を致します。
質問	77	実施方針	18	別紙-1				28	議会の議決が得られない事による契約未締結・遅延の負担者が、市・事業者ともに公となっておりますが、明らかに事業者帰責性がない場合は市が責任を負担するとの考えでよろしいでしょうか。	質問No.76の回答を参照下さい。
質問	78	実施方針	18	別紙-1					議会の議決が得られないことによる契約未締結・遅延について、選定事業者も負担者になっておりますが、入札提案書作成費及びSPC設立費用等は市の負担と考えて宜しいでしょうか。	質問No.76の回答を参照下さい。
質問	79	実施方針	20	別紙-1				64 • 65	市でも、選定事業者の帰責事由によるものでもない第三者等の事由による施設の損傷についてのリスク負担は市の負担によるものと考えてよろしいでしょうか。	「第三者等の事由」が不可抗力と認められる場合は、リスク分担表 (案) No. 25 (実施方針P. 18) の考え方によります。詳細は事業契約書 (案) で示します。
質問	80	実施方針	20	別紙-1				69	生徒数・クラス数・提供日数の変動は事業者のコントロールできない事 象ですので、貴市のリスク負担としていただけませんでしょうか。	ー定範囲の担保は市で実施することを想定しておりますので、原案のと おりとします。
質問	81	実施方針	21	別紙-1				87	配送校の変更は事業者のコントロールできない事象ですので、貴市のリ スク負担としていただけませんでしょうか。	当該事象が生じた場合には市と選定事業者で協議することを想定しておりますので、原案のとおりとします。
質問	82	実施方針	18	別紙-1		(% 2) (% 3) (% 8)			※4では、「一定範囲については、契約書(案)で示す。」とありますが、※2,3,8の一定範囲に関しても、同様に契約書(案)にて示されますでしょうか。	事業契約書(案)で示します。
質問	83	実施方針	18	別紙-1		(※3)			不可抗力(※3)一定範囲の損害は選定事業者、それ以上の損害は市と ありますが、具体的な割合又は額をご教示下さい。	質問No.82の回答を参照下さい。
質問	84	実施方針	21	別紙-1		(※2)			注書きの(※2)の「一定範囲の物価変動」とは、いくつでしょうか、 具体的にご教授ください。	質問No.82の回答を参照下さい。
質問	85	実施方針	21	別紙-1		(※2)			「一定範囲」とはどの程度の範囲でしょうか。	質問No.82の回答を参照下さい。

	No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	1)	質問・意見内容	中成22年11月30日
質問	86	実施方針	21	別紙-1		(※3)			「一定範囲」とはどの程度の範囲でしょうか。	質問No. 82の回答を参照下さい。
質問	87	実施方針	21	別紙-1		(%8)			「一定範囲」とはどの程度の範囲でしょうか。	質問No.82の回答を参照下さい。
質問	88	実施方針	21	別紙-1		(%8)			注書きの(※8)の「一定範囲の変動」とは、いくつでしょうか、具体的にご教授ください。	質問No. 82の回答を参照下さい。
質問	89	実施方針	21	別紙-1					※一定範囲の定義をご教示ください	質問No.82の回答を参照下さい。
質問	90	実施方針	21	別紙-1					「一定の範囲の物価変動は選定事業者、それ以上の物価変動は市。」と 記載がありますが、市が想定している一定の範囲についてご教示下さ い。	質問No.82の回答を参照下さい。
質問	91	実施方針	21	別紙-1					「一定の範囲の損害は選定事業者、それ以上の損害は市。」と記載がありますが、市が想定している一定の範囲についてご教示下さい。	質問No.82の回答を参照下さい。
質問	92	要求水準書 (案)	2	第1	3				「公共施設として、省資源・省エネルギーなど環境に配慮した施設とする」とありますが、施設整備の自然エネルギーによる発電等は提案者の提案内容の判断によるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	93	要求水準書(案)	2	第 1	4	1)		7	解体建物他、有害物質に関する調査はされておりますか。されておれば 結果についてご教示ください。	旧青少年野外活動施設の管理棟については、非飛散性アスベストが使用されている事は過去に市で行った調査で確認しています。解体撤去作業を行うにあたっては、関係法令を遵守の上、安全性を確保し作業を行って下さい。
質問	94	要求水準書(案)	2	第 1	3				「省資源・省エネルギーなど環境に配慮した施設」「地球環境及び周辺への環境保護や景観への配慮」との方向性がありますが、審査基準としてどのような評価をお考えでしょうか。ライフサイクルでの地球温暖化対策の評価基準として、LCCO2(事業期間中に排出されるCO2総量)がありますが、これも評価対象となると考えてよろしいでしょうか。	落札者決定基準で示します。
質問	95	要求水準書(案)	2	第 1	3				LCCO2が評価対象となる場合、算定方法は「6.1)適用法令」に記載されている「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づくと考えてよろしいでしょうか。	落札者決定基準にて確認して下さい。
質問	96	要求水準書(案)	7	第1	7	1)			立木の情報等明記されていますが、既存樹木はどの程度残すか基準をお教え下さい。	現時点での想定はありません。
質問	97	要求水準書(案)	7	第 1	7	1)			『樹木の移植』と記載がありますが、移植する樹木が決定・想定されて いるようであればご教示下さい。	質問No.96の回答を参照下さい。
質問	98	要求水準書(案)	7	第 1	7	2)			埋蔵文化財の確認調査結果により、発掘調査が必要となった場合、スケジュールの遅延が考えられますが、その場合のリスクは市の負担として 考えて宜しいでしょうか。	埋蔵文化財の確認調査はすでに実施し、発掘調査を必要とする遺構は確認されませんでした。

										平成22年11月30日
	No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	1	質問・意見内容	回答
質問	99	要求水準書(案)	7	第1	7	3)			「都市施設の区域、市道315号線の拡幅の予定地域については、緑地や 駐車場等としては利用することは可能」とありますが、本施設の事業期 間内に同上の整備が行われた場合に備え、駐車場や防火水槽(現地での 説明会で既存再使用)の移設先を参考資料-3の区域内に確保しておく必 要はございませんか。	不要です。
質問	100	要求水準書(案)	7	第 1	7	3)			また同上の場合に発生する費用に関しては、今回の事業費に含めませんが、よろしいですか。	ご理解のとおりです。
質問	101	要求水準書(案)	7	第1	7	3)			本施設の事業期間内に市道315号の拡幅が行われた場合、その工事期間であっても、給食センターの運営は継続可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	102	要求水準書(案)	8	第 1	7	3)			敷地面積から都市施設及び市道315号線拡幅の予定地を除いた面積を教えて頂けますでしょうか。 もしくは資料-3の縮尺を教えて頂けますでしょうか。	図上計測では、約4,300㎡です。 参考資料-3の縮尺は図面右下にあるスケールバーを参考にして下さい。
質問	103	要求水準書(案)	8	第 1	7	3)			「敷地面積から都市施設及び市道315号線の拡幅の予定区域を除いた場合でも、建ペい率・容積率等 建築形態規制に適合させるようにするものとする」とありますが、同上の理由により詳細がわかりません。またその面積については、現地見学会でご説明のあった4,200㎡を正式な面積として考えてよろしいですか。	質問No.102の回答を参照下さい。
質問	104	要求水準書(案)	7	第 1	7	3)			「建築物及び容易に移設できない設備等は、参考資料-3の区域内に配置すること」とありますが、その範囲の寸法的な資料(座標軸ポイント、周長等)は頂けないでしょうか。	質問No.102の回答を参照下さい。
質問	105	要求水準書(案)	8	第1	7	3)			「市道315号線の拡幅の予定区域を除いた場合でも、建ペい率・容積率等建築形態規制に適合させるようにするものとする。」とありますが、315号線道路の幅員(6.5m)で建物を計画するということでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、市道315号線が拡幅された場合でも建築 形態規制に適合させるよう計画して下さい。
質問	106	要求水準書(案)	8	第1	7	4)			上水道は坂戸、鶴ヶ島水道企業団より供給ということですが、水道利用 加入金は前施設(第一・第二給食センター)のそれが充当されると考え てよろしいでしょうか。	充当できません。
質問	107	要求水準書(案)	8	第 1	7	4)			インフラ条件等の表中、下水道について、雨水本管へ放流する場合に準 拠するべき浄化処理水水質規制(条例)等がありましたらご教示下さる ようお願いいたします。	水質汚濁防止法等の関連法令を遵守して下さい。
質問	108	要求水準書(案)	8	第 1	7	4)			下水道 「浄化処理水について・・・」と記載がありますが、協議先部署 をご教示願います。	道路建設課・建築課・生活環境課が該当します。
質問	109	要求水準書(案)	8	第1	7	4)			下水道 「既設雨水管に放流することも可能。」と記載がありますが、 放流について協議先部署をご教示願います。	道路建設課、国土交通省大宮国道事務所が該当します。

										十八22年11月30日
	No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	1	質問・意見内容	回答
質問	110	要求水準書(案)	8	第 1	7	4)			都市ガスは近隣まで埋設されていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、供給事業者(武州ガス(株))へ確認の上で、引き込み方法等は選定事業者の提案によります。(要求水準書(案)P.8参照下さい。)
質問	111	要求水準書(案)	8	第1	7	4)			緑化基準において「敷地面積の20%以上(鶴ヶ島市開発指導要綱)」 「敷地面積の25%以上(ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例)」とあ りますがどちらを基準に考えればよいか御教示ください。	緑化面積の算定の仕方が異なりますので、両方を遵守するようにして下 さい。
質問	112	要求水準書(案)	8	第1	7	5)			緑地の基準は20%以上と25%以上とありますが、どちらを採用すればよろしいでしょうか。	質問No.111の回答を参照下さい。
質問	113	要求水準書(案)	8	第 1	7	5)			「緑化の基準(指導要綱および条例の両方)」は、現時点の敷地面積(6,774㎡)を対象とし、道路拡張後にその基準を満たす必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	114	要求水準書(案)	8	第 1	7	5)			緑化の基準は都市施設及び市道315号線拡幅の予定区域を除いた場合 でも満たす必要があるのでしょうか。	質問No.113の回答を参照下さい。
質問	115	要求水準書(案)	9	第1	8	5)			対象のアレルギー物質が含まれている献立については専用調理室で調理 を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	116	要求水準書(案)	9	第 1	8	6)			将来予想食数を拝見すると、食数が増えるとの傾向が伺えますが、対象 学校数が13校より増加する可能性はありますか。	現時点では学校数増加の可能性はありません。
質問	117	要求水準書(案)	9	第 1	7	9)			光熱水費の負担のうち、市が専用で使用する市職員事務室等の光熱水費 は、市が負担するものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)P.29に記載のとおり、市職員事務室で用いた光熱費 (水費を除く。)は市の負担とします。
質問	118	要求水準書(案)	9	第1	8	1)			「一日最大6500食(食缶方式)」とありますが、この食缶方式とは従来の給食センターで行われている食缶で配送・回収する方式とは違う特別な方式を指しているのでしょうか。	食缶で配送・回収する従来と同様の方式を指しています。
質問	119	要求水準書(案)	10	第1	8	7)			特別支援学級数を示して頂いてますが、特別支援学級の児童は、特別支援学級の教室にて食事をしますか。それとも各普通学級の教室にて食事を取りますか。	特別支援学級の教室にて食事をするため、原則として特別支援学級は1 クラス1食缶と理解して下さい。
質問	120	要求水準書(案)	10	第1	8	7)			特別支援学級の配缶は1学級=1食缶でよろしいのでしょうか。	質問No.119の回答を参照下さい。
質問	121	要求水準書(案)	10	第1	8	7)			各特別支援学級は、配送上1学級として加算する必要があるかどうか提示して頂けないでしょうか。	質問No.119の回答を参照下さい。
質問	122	要求水準書(案)	10	第1	8	7)			特別支援学級を含むすべての学級について、学級ごとの児童生徒数を明 示して頂けないでしょうか。	入札公告時までに、クラスの人数規模が分かるような資料を公表致します。

	No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	1	質問・意見内容	回答
質問	123	要求水準書(案)	10	第 1	8	7)			「いわゆる少人数学級化によっては変動することに留意すること。」とありますが、1学級何人制で想定すればよいのか、35人か30人か基準を御示し頂けませんでしょうか。	
質問	124	要求水準書(案)	11	第 1	8	7)			少人数学級化によりクラス人変動に留意とありますが、平成25年度以降 の1学級当たりの人数(上限)をご教示ください。	質問No.123の回答を参照下さい。
質問	125	要求水準書(案)	10	第1	8	7)			「少人数学級化によっては変動することに留意」とは、クラス数変動リスクを事業者が負担することのようにも読めますが、クラス数変動は事業者がコントロールできない事象ですので、貴市にてリスクをご負担いただけないでしょうか。	リスク分担表を参照下さい。詳細は事業契約書(案)で示します。
質問	126	要求水準書(案)	11	第 1	8	7)			将来的なクラス数の変更に伴い、食缶・コンテナ・配送車両等が不足した場合、追加分に関しての負担は市側と事業者どちらの負担になるのでしょうか。	リスク分担表を参照下さい。詳細は事業契約書(案)で示します。
質問	127	要求水準書(案)	11	第1	8	7)			25年度の「将来予想食数」は6,500食となっていますが、事業期間中に予想を超えて食数が6,500食以上となった場合には、本施設では供給しきれなくなります。このリスクは貴市にてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表を参照下さい。詳細は事業契約書(案)で示します。
質問	128	要求水準書(案)	11	第 1	8	8)			稼動日数は200日とありますが、変動する可能性があるのでしょうか?	稼動日数は予定であり、これまでの給食センター稼働日数(実績)は、 要求水準書(案)P.71・72の表を参照下さい。
質問	129	要求水準書(案)	11	第 1	8	8)			施設稼動日以外の日程で、施設内を使用する日程とその範囲がありましたらお教え下さい。	例年、夏休み期間中(1日間)に市内小中学生とその親を対象に、『朝 ごはん集会』という行事を開催しています。
質問	130	要求水準書(案)	12	第1	8	10)			職員の人数は7名程度の配置予定と明記されていますが、変更はあるのでしょうか?	変更になることも想定されますが、現時点では7名を配置する予定です。
質問	131	要求水準書(案)	12	第1	8	11)			「献立は中略)揚げ物・焼き物を別とする」とありますが、A献立では焼き物、B献立では揚げ物と分ければ、和え物、汁物はAB献立同一メニューという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	132	要求水準書(案)	12	第 1	8	11)			揚げ物・焼き物を別のものとする。とありますので、2献立の一方は必ず揚げ物がある。との理解でよろしいでしょうか。	質問No. 131の回答を参照下さい。ただし、主菜を揚げ物、焼き物に限定している意図ではなく、主菜を小・中学校で別にするという趣旨です。
質問	133	要求水準書(案)	12	第 1	8	11)			2つの献立で異なるのは揚げ物・焼き物のみで、汁物や和え物についてはまったく同一のものを提供すると考えて宜しいでしょうか。	質問No.131の回答を参照下さい。

										<u> </u>
	No	資料名	頁	第 1	1	1)	(1)	1	質問・意見内容	回答
質問	134	要求水準書(案)	12	第 1	8	11)			小中学校2献立とし、揚げ物・焼き物を別のものとするとありますが、 説明会時のご説明から汁物・和え物は小中学校同献立で揚げ物と焼き物 は別という意味合いととらえました。その意味合いでよろしいでしょう か。それとも汁物・和え物も小中学校別献立なのでしょうか。	質問No.131の回答を参照下さい。
質問	135	要求水準書(案)	12	第 1	7	11)			2献立とは、①汁物と③和え物は同じ献立で、②揚物または焼物として献立を分けるとの考えでよろしいでしょうか。(①と③は同じおかず)	質問No.131の回答を参照下さい。
質問	136	要求水準書(案)	12	第 1	8	11)			揚げ物・焼き物を別のものとする。とありますので、焼き物機及び揚げ物機は小学校分相当の食数対応の調理能力があればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	137	要求水準書(案)	12	第 1	8	11)			「2 献立(おかず3 品:①汁物等、②揚げ物・焼き物等、③和え物等)とし、揚げ物・焼き物を別のものとする」とありますが、煮物・炒め物は①汁物等に含まれ、例えば①汁物②煮物③和え物という献立はないと解釈して宜しいでしょうか。	平成21年度の献立を参考に、効率的な調理設備等を提案して下さい。ただし。極端に頻度の低いケースについては、献立を工夫することも考えられます。
質問	138	要求水準書(案)	15	第2	3	3)			「市の行う説明会等への協力」とありますが、予定する業務量・内容等 をお教え下さい。	現時点で想定している内容は、資料作成や技術的支援・説明等です。
質問	139	要求水準書(案)	15	第2	3	4)	(1)	2	「市の確認を得る」とありますが、確認にようする期間は何日程度で しょうか。	現時点では具体的日数はお示しできません。
質問	140	要求水準書(案)	16	第2	3	4)	(1)	4	基本設計及び実施設計に関する書類の提出が『検討中』となっておりますが、いつ頃の提出になる見込みでしょうか。	入札説明書公表時には確定する予定です。
質問	141	要求水準書(案)	16	第2	3	4)	(1)	4	「全体鳥瞰パース」の構図は1種類と考えてよいか。	入札説明書公表時には確定する予定です。
質問	142	要求水準書(案)	16	第2	3	4)	(1)	4	書類の提出にあります、〇〇リスト及びカタログとありますが、カタログが存在しない製品等もございますので、カタログは揃うもののみ提出するとの理解でよろしいでしょうか。	リスト及びカタログがない場合は、仕様等が確認できる資料を提出して 下さい。
質問	143	要求水準書(案)	17	第2	3	4)	(1)	6	建築主は、鶴ヶ島市長とSPCの連名ではありませんでしょうか。	入札説明書公表時には確定する予定です。
質問	144	要求水準書(案)	18	第2	3	4)	(2)	3	施設の意匠・形態・色彩については周辺との調和を図ると記載しておりますが、市からの要望は具体的にございますでしょうか。要望があればご教示下さい。	市からの要望は特にありませんが、埼玉県景観条例に基づき策定された、埼玉県景観計画の景観形成基準などを参照して下さい。
質問	145	要求水準書(案)	18	第2	3	4)	(2)	4	「作業区分ごとに部屋を区分けすること」とありますが、作業区分の考え方をご教示ください。	要求水準書(案)P.22の表に基づいてご提案下さい。

										平成22年11月30日
	No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	1	質問・意見内容	回答
質問	146	要求水準書(案)	19	第2	3	4)	(2)	5	「2献立(基本おかず3品のうち、揚げ物又は焼き物を別の物とする)対応可能・・・」とありますが、現献立ではまだ2献立は行われていないようなのですが、基本おかず3品とは、汁物・和え物・それに揚げ物か焼き物という認識でよろしいですか。	質問No.132の回答を参照下さい。
質問	147	要求水準書(案)	19	第2	3	4)	(2)	⑤	揚げ物や焼き物調理は最大で何食分の調理を想定すれば宜しいですか。 又、焼き物と蒸し物調理で2献立となる場合もございますか。	要求水準書(案) P.11の食数を参考にご提案下さい。なお、質問No. 132、136、137の回答を参照下さい。
質問	148	要求水準書(案)	19	第2	3	4)	(2)	6	最大70食とは、対象の児童・生徒の数が70人という理解でよろしい でしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	149	要求水準書(案)	19	第2	3	4)	(2)	6	アレルギー対応食最大70食は本施設の供給能力の6,500食に含まれるのでしょうか。	含まれるとご理解下さい。
質問	150	要求水準書(案)	19	第2	3	4)	(2)	6	アレルギー対応専用調理室を設置し、アレルギー対応食の調理を行うこととありますが、アレルギー対象物質を使用しない献立についても専用 調理室で調理するのでしょうか。	アレルギー対象物質を使用しない献立については、専用調理室で調理する必要はないと考えます。選定事業者からのより良い提案を期待します。
質問	151	要求水準書(案)	19	第2	3	4)	(2)	7	「食育推進活動に利用可能な設備・機能」とはどの程度の設備になりますでしょうか。	市では食育推進活動の一貫として見学者の受け入れ(要求水準書(案) P.81)並びに試食会(要求水準書(案)P.82)を実施する予定であるため、その内容を踏まえて提案して下さい。
質問	152	要求水準書(案)	19	第2	3	4)	(2)	7	「エントランスホール等に食育展示機能を導入すること」とありますが、コーナー的なイメージでしょうか。P.26 (6) その他のエリアの諸室の概要では展示スペースとあります。展示内容や展示方法、広さ等具体的なイメージをお教えください。	給食に関するパネル展示等を想定していますが、選定事業者のより良い 提案を期待します。
質問	153	要求水準書(案)	19	第2	3	4)	(2)	7	「・調理工程を見学できるルート・・・」と記載がありますが、貴市が想定されている調理工程とは、どの調理部分を想定されておりますか、ご教示願います。	選定事業者の提案によります。少なくとも、最も大きなスペースを占め る調理室が俯瞰できることが望ましいと考えています。
質問	154	要求水準書(案)	19	第2	3	4)	(2)	7	「調理工程を見学できる見学ルート、見学窓等を設置すること」とありますが、見学者が実施に目視出来ないエリアや見学時に稼働していない 厨房設備についてはどのように対応したらよろしいでしょうか。	質問No.153の回答を参照下さい。
質問	155	要求水準書(案)	19	第2	3	4)	(2)	8	確保するとありますが、飲料用としての具体的な量をお示しください。	受水槽については、配水管との接続や、補給水量・給水負荷のバランスなどを勘案して適切な容量を確保してください。受水槽は、災害用飲料水として用いる可能性も想定しています。雑用水への雨水再利用は可とします。
質問	156	要求水準書(案)	19	第2	3	4)	(2)	8	「・受水槽に防災貯水槽の機能を付加し、・・・」と記載がありますが、 防災用として確保すべき数量がありましたら、ご教示願います。	質問No.155の回答を参照下さい。

										一
	No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	1	質問・意見内容	回答
質問	157	要求水準書(案)	20	第2	3	4)	(2)	11)	建築設備及び調理設備の操作各部には、誤操作を防ぐような措置を行うとは、取扱説明書の常備と引き渡し前の教育訓練を行うことと理解してよろしいでしょうか。	望ましい措置を提案して下さい。
質問	158	要求水準書(案)	20	第2	3	4)	(3)	1	「・配送計画に準じた配送車庫を確保すること。」と記載がありますが、本体施設に付随して計画しても良いでしょうか、ご教示願います。	可能とします。
質問	159	要求水準書(案)	22	第2	3	4)	(4)		「・便所は、・・・食品を取り扱う場所及び洗浄室から3m以上離れた場所に設ける・・・」と記載がありますが、3mとは、動線距離で考えてても宜しいでいしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりと認識しています。しかし、具体の設計の段階で保健所 当局の指導を受ける予定です。
質問	160	要求水準書(案)	22	第2	3	4)	(4)		便所の離隔距離3m以上とは、直線距離ではなく動線距離と考えてよろしいでしょうか。	質問No.159の回答を参照下さい。
質問	161	要求水準書(案)	22	第2	3	4)	(5)		SPC更衣室は衛生上支障がなければ、調理員と同室としても可能と考えてよろしいでしょうか。	法令等を遵守したうえで、選定事業者の提案によります。
質問	162	要求水準書(案)	22	第2	3	4)	(5)		外来者便所を事務員が兼用することは可能と考えてよろしいでしょう か。	法令等を遵守したうえで、選定事業者の提案によります。
質問	163	要求水準書 (案)	22	第2	3	4)	(5)		非汚染作業区域に配送用プラットホーム、一般区域に回収用プラットホームとありますが、これは配送用プラットホームは風除室を指し、回収用プラットホームは建物外設置のものと考えて宜しいですか。また、回収用プラットホームも風除室とし、汚染作業区域としてのご提案とさせて頂いても宜しいでしょうか。	可能とします。
質問	164	要求水準書 (案)	22	第2	3	4)	(5)		「本体施設/給食エリア/非汚染作業区域 配送用プラットホーム」についてP34②外部仕上げで「・・・配送口には、ドックシェルターを設けること。」と記載があります。 配送用プラットホームは必要あるのでしょうか、ご教示願います。	設置して下さい。
質問	165	要求水準書(案)	24	第2	З	4)	(6)		配送用プラットホームの記載がありますが、P.34ではドックシェルターを設けることとなっております。衛生上支障がなければプラットホームは設置不要と考えてよろしいでしょうか。	質問No.164の回答を参照下さい。
質問	166	要求水準書 (案)	23	第2	3	4)	(6)		既存の給食センターにおける各食材の仕入れ表(荷姿・数量が分かるもの)を開示頂けますか(材料が多い日を概ね1~2ヶ月分程度をお願いします)。	入札公告時までに公表致します。
質問	167	要求水準書 (案)	23	第2	3	4)	(6)			殺菌された卵を使用する場合もありますが、現在は地元業者から納入される地元産の卵を使用しています。消毒するためのシンク等は設置して下さい。

										平成22年11月30日
	No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	1	質問・意見内容	回答
質問	168	要求水準書(案)	24	第2	3	4)	(6)		諸室の概要と留意事項の表内油庫の備考に、保管対象に応じて、別室又は清浄度区画を行う。とありますが、これはある程度密閉されたタンク等に、新油・廃油と別々に入れて保存した場合は、隣り合わせでタンクを設置しても、この別室又は清浄度区画にあたるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	169	要求水準書(案)	24	第2	3	4)	(6)		諸室の概要と留意事項の表内揚物・焼物調理室の備考に、オイルミストの飛散等に留意すること。とありますが、49ページ揚げ物機の項と重複しいます。これは室としての機能があれば揚げ物機器としての機能がなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。	揚物機器としての機能を確保して下さい。
質問	170	要求水準書(案)	25	第2	3	4)	(6)		SPC事務室とは、調理企業の事務室でしょうか。または、SPC事務員等の事務室でしょうか。	SPC事務員等が利用する事務室として想定しています。
質問	171	要求水準書(案)	25	第2	3	4)	(6)		市職員事務室に書庫の設置とありますが、必要な規模をお示しください。 また、業務上支障のない範囲で、近接して設けるとしてもよろしいでしょうか。	現在は、6㎡ (2×3m) と7㎡ (2.1×3.3m) の2室ありますが、スペースとしては不足している状況にありますので、選定事業者のより良い提案を期待します。
質問	172	要求水準書(案)	25	第2	З	4)	(6)		洗濯室には家庭用洗濯乾燥機等を設置して部屋の換気を行うのでしょうか、それとも洗濯室そのものを乾燥室として使用しますか。	前者を想定しています。
質問	173	要求水準書(案)	25	第2	3	4)	(6)		調理員更衣室は、清潔な作業着、汚染された作業着及び従業員の私服を 区別して、保管できる設備とありますが、ロッカーは1人に対して、少なくとも、清潔な作業着用と私服用を分ける必要があるという理解で しょうか。	ご理解のとおりです。
質問	174	要求水準書(案)	26	第2	3	4)	(6)		SPC更衣室は、調理員ではなくSPCの事務員用という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	175	要求水準書(案)	27	第2	3	4)	(6)		駐車場は道路拡張後に必要台数を確保できなくなった場合は、近隣に駐車場用の代替地を確保して頂けると考えてよろしいでしょうか。	市が確保する予定です。ただし、SPC従業員駐車場の確保を保証するものではありません。
質問	176	要求水準書(案)	27	第2	3	4)	(6)		来客者等の駐車10台の確保は、将来の道路拡幅後も確保すべき条件で しょうか。ご教示願います。	確保できなくてもやむを得ません。ただし、身障者用は確保して下さい。
質問	177	要求水準書(案)	27	第2	3	4)	(8)	1	省資源・省エネルギーのためのエリアごと・時間ごとのエネルギー使用量の記録とは「給食エリア」「事務エリア」「その他のエリア」ごとに「24時間毎」でもよろしいのでしょうか。記録は自動である必要がありますか。また、水・ガスの私設自動隔測計量を行うについては当該供給事業者との協議済みでしょうか。	省エネルギーに資するよう、選定事業者のより良い提案を期待します。また、供給事業者とは協議未実施です。
質問	178	要求水準書(案)	27	第2	3	4)	(8)	1	「エリアごと、時間ごと、時間ごとのエネルギー(電気、水、ガス等) 使用量~」とありますが、水・ガスについてはをエリアごと・時間ごと の使用量の記録・分析ではなく、全体の使用量でもよろしいでしょう か。	質問No.177の回答を参照下さい。

	No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	1	質問・意見内容	回答
質問	179	要求水準書(案)	28	第2	3	4)	(8)	2	(ア)一般事項において、集中管理パネルの設置はどちらの事務室に設置 するのでしょうか。	主機は市職員事務室に、副機はSPC事務室に設置して下さい。
質問	180	要求水準書(案)	28	第2	3	4)	(8)	2	「事務室に集中管理パネル〜主機を設置し〜」とありますが、副機は事 業者用事務所に設置するのでしょうか。	質問No.179の回答を参照下さい。
質問	181	要求水準書(案)	28	第2	3	4)	(8)	2	事務室に集中管理パネル主機を設置との記載がございますが、SPC事務室との解釈で宜しいでしょうか。	質問No.179の回答を参照下さい。
質問	182	要求水準書(案)	28	第2	3	4)	(8)	2	(ア)一般項目 「・事務室には集中パネル主機を設置し、・・・」と記載がありますが、事務室とは、SPC事務室と解釈して宜しいでしょうか、ご教示願います。	質問No.179の回答を参照下さい。
質問	183	要求水準書(案)	28	第2	3	4)	(8)	2	(ア)一般事項の一番上段に「事務室に集中管理パネル主機を設置し」 とありますが、事務室とはSPCのものですか、貴市のものでしょうか?	質問No.179の回答を参照下さい。
質問	184	要求水準書(案)	29	第2	3	4)	(8)		「(イ)設備項目」→「ウ)通信・情報設備」の箇所にある「市が使用する電話回線」にかかる電話代は貴市にてご負担いただけますでしょうか。	市職員事務室で用いた電話代等通信費は市の負担とします。
質問	185	要求水準書(案)	29	第2	3	4)	(8)	2	「(イ)設備項目」→「ウ)通信・情報設備」の箇所にある「市職員事 務室及び会議室」のインターネット閲覧にかかるプロバイダー料金等の 通信費は貴市にてご負担いただけますでしょうか。	質問No.184の回答を参照下さい。
質問	186	要求水準書(案)	29	第2	3	4)	(8)	2	(イ)設備項目/ウ)通信・情報設備 「・市職員事務室に設置する電話機は、・・・4台設けること。」と記載がありますが、事務備品と同様に初期投資のみ事業者負担、更新等は貴市の業務範囲と考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	ご理解のとおりです。
質問	187	要求水準書(案)	30	第 2	3	4)	(8)	2		常時、職員がいる部屋から目視でき、出入りに対する防犯上の機能を確保することができれば、カメラ・モニターは必ずしも必要ではないと考えています。
質問	188	要求水準書(案)	30	第2	3	4)	(8)	2	(ク)監視カメラ設備において、作業モニタリング用のモニターは市職員 事務室のみに設置すると考えてよろしいでしょうか。	市職員事務室には必ず設置して下さい。その他の諸室への設置については、選定事業者の提案によります。
質問	189	要求水準書(案)	30	第2	3	4)	(8)	2	監視カメラを主要な調理作業室に設置とございますが、貴市が想定する、主要な調理室をご教示頂けますでしょうか。	アレルギー食調理室など、事故等が起きた場合における原因究明に資す る場所を想定しています。
質問	190	要求水準書(案)	30	第2	3	4)	(8)	2	(イ) -エ) 情報表示装置「~4箇所に正確な時刻を表示する時刻表示装置を設置すること。」とありますが、大きさ、形状等は提案によると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

										平成22年11月30日
	No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	1	質問・意見内容	回答
質問	191	要求水準書(案)	30	第2	3	4)	(8)	2	「プログラムタイマー・電子チャイム等の機器を施設内に設けること。」とありますが、具体的な設置場所と設置台数についてお示し下さい。	より効率的なものとなるよう、選定事業者のより良い提案を期待します。
質問	192	要求水準書(案)	30	第2	3	4)	(8)	2	(イ) 設備項目/I) 情報表示設備 「・プログラムタイマー・電子チャイム等・・・設けること。」と記載がありますが、プログラムタイマーの使用用途を、ご教示願います。	現在は、作業の切り替え時の8:30、10:30、12:00、13:00、14:00、 15:00、17:05にチャイムを鳴らしています。
質問	193	要求水準書 (案)	30	第2	3	4)	(8)	2	ケ)機械警備は夜間の建物入退室管理と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。その他にも望ましい対応があれば提案して下さい。
質問	194	要求水準書 (案)	30	第2	3	4)	(8)	2	機械警備設備のスペックは事業者提案との解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	195	要求水準書(案)	31	第2	3	4)	(8)	3	(イ) 調理室及び洗浄室に設置する換気・空調設備は、結露対策を施した構造とするとありますが、これは結露防止用吹出口を意味したものでしょうか。	具体的な対策については、選定事業者の提案によります。
質問	196	要求水準書(案)	32	第2	3	4)	(8)	3	受変電設備等は衛生上及び安全上に支障がなければ、屋外への設置は可能でしょうか。	可能とします。
質問	197	要求水準書(案)	35	第2	3	4)	(9)	3	「前室と汚染区域・非汚染区域の往来導線に~ (中略) ~扉は自動ドアとすること」とありますが、こちらは非汚染区域から前室に戻る扉も自動ドアにしなけらばならないということでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、衛生管理面、安全面や作業効率などの面から優れた提案を拒むものではありません。
質問	198	要求水準書(案)	35	第 2	3	4)	(9)	3	落下防止措置とは何に対する落下防止になりますでしょうか。	窓や照明器具等を想定しています。
質問	199	要求水準書(案)	35	第2	3	4)	(9)	3	「カート、コンテナ類の動線に位置する扉は、自動ドアとすること」とありますが、全てがセンサー式の自動ドアでなくても、素手で扉を触らずに開閉できる衛生面に問題がない仕様であれば、安全面や運用上の使用勝手から、事業者の提案に委ねるとしていただけますでしょうか。併せて、市が想定されている自動ドアについてご教示ください。	より効率的なものとなるよう、選定事業者のご提案によります。
質問	200	要求水準書(案)	36	第2	3	4)	(10)		植栽についてですが、「可能な限り確保すること」ありますが、最低限 度どれくらい確保する必要がありますか。	質問No.111の回答を参照下さい。
質問	201	要求水準書 (案)	36	第2	3	4)	(10)	3	植栽への雨水再利用をする上で、必要な処理等とはどのようなことをお 考えでしょうか。	再利用の用途に応じた、ろ過や減菌などを想定しています。
質問	202	要求水準書(案)	36	第2	3	4)	(10)	1	美観や周囲との景観に配慮したものとありますが周囲の特徴的な景観等があればご教示下さい。	埼玉県景観条例に基づき策定された、埼玉県景観計画の景観形成基準などを参照して下さい。
質問	203	要求水準書(案)	36	第2	3	4)	(10)	3	雨水流出抑制についての指針や計算基準等がありましたらご教示下さる ようお願い致します。	鶴ヶ島市開発指導要綱を参照下さい。
質問	204	要求水準書(案)	36	第2	3	4)	(10)	4	雨水流出抑制の協議先の部署名をご教示ください。	建築課・道路建設課・生活環境課が該当します。

		Merchal In	_						55.00 + 0.1 +	干成22年11月30日
	No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	1	質問・意見内容	回答
質問	205	要求水準書(案)	37	第2	3	4)	(10)	7	SPCの従業員用駐車場は本敷地内に設けることが必要でしょうか。また、敷地外の場合が許される場合において貴市で想定されている駐車場敷地はありますでしょうか。	必要ではありません。ただし、本事業区域外にSPC従業員駐車場を設ける場合は、SPCの責任と負担で行うことになります。
質問	206	要求水準書(案)	39	第2	4		(2)	1	近隣調査・準備調査において、本計画についての近隣住民への説明は 行っておりますでしょうか。 また、ある場合には資料の公表はありますでしょうか。	基本設計終了など、施設のイメージがある程度具体的に明示できる段階で説明を行う予定です。
質問	207	要求水準書(案)	40	第2	4	2)	(3)	1	「主任技術者を通じて工事監理状況を・・・」とありますが、工事監理 でなく、工事管理ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。修正します。
質問	208	要求水準書(案)	41	第2	4	3)	(3)	3	タイトルに【検討中】という表記がある項目が散見されますが、今後提出書類等が増減されることが想定されるという意味で理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	209	要求水準書(案)	44	第 2	4	3)	(4)	4	配送車は貴市への所有権移転の対象に含まれますでしょうか。	含まれないとご理解下さい。
質問	210	要求水準書(案)	47	第2	5	3)	(1)		シンクは、食材の洗浄を容易にするため、シャワーヘッド付のカランなどを設けるとありますが、市で想定されている設置場所は、全てのシンクに対してでしょうか。 2 槽目以降も、基本的に水を張ったシンクの中で水を流し続けての洗浄となるため、シャワーヘッド付きのカランなどで、食材の汚れを落とす意味では、 1 槽目のみについていることで効果が得られやすいと感じます。市のお考えをご教示ください。	選定事業者の提案によります。
質問	211	要求水準書(案)	47	第2	5	3)	(1)		「シャワーヘッド付きのカランを設ける事」とありますが、導入の理由 等はあるのでしょうか	質問No.210の回答を参照下さい。
質問	212	要求水準書(案)	49	第2	5	3)	(2)	3	調理釜の釜数は選定事業者の提案によるとありますが、調理釜の容量についても、事業者の提案に委ねるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	213	要求水準書(案)	52	第2	6	2)	(2)	1	市職員事務室における事務備品の初期調達のみを事業者範囲とするとありますが、事業者で用意する備品は、表に記載があるものだけという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	214	要求水準書(案)	53	第2	6	2)	(2)	3	会議室 録画再生装置の仕様を教えてください。	選定事業者の提案によります。
質問	215	要求水準書(案)	54	第2	7	2)	(1)		飯碗は、パンが提供される日にも配送すると考えて宜しいでしょうか。	メニューにより用いる場合も想定しています。
質問	216	要求水準書(案)	54	第2	7	2)	(1)		「同等のサイズ・容量の食器でも可能」とありますが、トレイに関して 食器を十分に載せられるサイズであれば、参考より小さいサイズのもの でも宜しいでしょうか。	可能とします。
質問	217	要求水準書(案)	54	第 2	7	2)	(1)		箸・スプーンは、学校給食センター基本計画に記載されている通り児童・生徒が持参すると考えて宜しいでしょうか。	要求水準書P54 にあるとおり調達してください。

	No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	1	質問・意見内容	回答
質問	218	要求水準書(案)	54	第2	7	2)	(2)		食缶についても食器等と同様の参考仕様を提示して頂けないでしょ う か。	選定事業者の提案によります。
質問	219	要求水準書(案)	54	第2	7	2)	(2)		各学校の運搬車は、現在使用しているものをそのまま利用すると考えて 宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	220	要求水準書(案)	54	第2	7	2)	(1)		飯椀・汁椀・大皿に、市指定の絵柄を付ける予定はありますでしょうか。15年間のコストに影響するため、どのような絵柄で何色を想定されているかご教示ください。	既製の絵柄のものを想定しています。
質問	221	要求水準書(案)	54	第2	7	2)	(1)		既存の献立からは、1人分の品数が主食・汁物・主菜・副菜の4品と考えられますが、導入予定の食器では、主菜・副菜とならないと思われますが、食器の使用方法をご教示ください。	大皿に主菜、副菜を盛りつけることを想定しています。
質問	222	要求水準書(案)	54	第2	7	2)	(1)		食器のサイズが1種類のみの表示ですが、小学1年生から中学3年生まで同一サイズの食器を使用するのでしょうか。	同一サイズの食器を使用します。
質問	223	要求水準書(案)	54	第2	7	2)	(1)		配送校の配膳室は、磁器食器となり重量が重くなっても、構造上問題ないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	224	要求水準書(案)	54	第 2	7	2)	(1)			H55~H60mm程度と修正します。サイズは参考ですので、児童生徒にとって使いやすく、かつ、運搬車に全て積載できるような食器を選定して下さい。また、要求する必要容量は240cc程度です。
質問	225	要求水準書(案)	54	第2	7	2)	(2)		各学校の運搬車の寸法が記載ありますが、この台車にすべてのるような 食器・食缶を選定しなければならないのでしょうか。	1クラス1台の運搬車として積載できるよう食器・食缶を選定して下さい。
質問	226	要求水準書(案)	54	第2	7	2)	(2)		各学校の運搬車の寸法が記載ありますが、別途運搬車が新たに必要となった場合は、貴市が調達・維持管理されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	227	要求水準書(案)	54	第2	7	2)	(2)		各学校の運搬車の寸法が記載ありますが、食器食缶類が収納可能か検討 するのに、図面を御示し頂けませんでしょうか。	図面はありませんので、要求水準書(案)P.54を参照下さい。
質問	228	要求水準書 (案)	54	第2	7	2)	(2)		各学校の運搬車は、各クラス1台との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	229	要求水準書(案)	54	第2	7	2)			「適切な数量の予備食器等を確保すること。」とありますが、適切な数量とはどの程度と理解していたらよろしいでしょうか。	選定事業者のご提案によります。
質問	230	要求水準書(案)	55	第2	7	2)	(3)		通常食と同等の水準の提供とは、アレルギー対応食の食器は通常食と同じとし、子供が自分で専用容器から食器に移し替えるとの考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

										平放22年11月30日
	No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	1	質問・意見内容	回答
質問	231	要求水準書(案)	55	第2	7	2)	(3)		アレルギー対応食器・食缶等とありますが、アレルギー対応食用容器との理解でよろしいでしょうか。それとも、容器以外に専用食器も準備するのでしょうか。	アレルギー対応食用容器とご理解下さい。
質問	232	要求水準書(案)	55	第2	7	2)	(3)		数量は対応食数に応じ、適宜準備するとととありますが、対応食数の変動は学期ごとの検討と考えて宜しいでしょうか。	児童・生徒の転入出があるため、随時の対応になると想定しています。
質問	233	要求水準書(案)	55	第2	7	2)	(3)		数量は対応食数に応じ、適宜準備すること。とありますが、最大70食に対応できる数との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	234	要求水準書(案)	56	第2	8	1)			解体・撤去等で既設の防火貯水槽は除くとありますが、防火貯水槽は保 存のままという考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	235	要求水準書(案)	57	第3	2				開業準備期間中の業務内容で、「開業準備業務期間中の施設の維持管理」とありますが、第4 維持管理業務 2)業務対象(1)~(9)の業務範囲で、対象となる業務を具体的にご教示願います。	基本的には全てが対象となります。
質問	236	要求水準書(案)	57	第3	2				調理リハーサルは何食程度を想定されておりますでしょうか。	調理リハーサルは、選定事業者が維持管理及び運営の業務開始後に円滑に業務が遂行できるよう提案して下さい。
質問	237	要求水準書(案)	57	第3	2				開所式の食材調達が事業者となっておりますが、想定されております献 立及び食数をお示しください。	現時点では具体的な献立はありません。食数は、100食程度を想定しています。
質問	238	要求水準書(案)	57	第3	2				「DVD作成」とありますが、その内容と数量をお示しいただけますで しょうか。	内容は協議の上で決定しますが、見学者に対する学校給食センターを紹介するもの(15~20分程度)を想定しています。また、数量は3枚程度を想定しています。
質問	239	要求水準書(案)	57	第3	3				「開所式」開催の時期はいつごろになりますでしょうか。	具体的な日時は確定していません。概ね平成25年8月を想定しています。
質問	240	要求水準書(案)	57	第3	3				開所式と調理リハーサルどちらが先に行われる予定でしょうか。	開所式は、平成25年8月を想定しています。調理リハーサルの開催等は 選定事業者のご提案によります。
質問	241	要求水準書(案)	57	第3	3				試食や研修等は選定事業者の負担と明記されておりますが、パンフレット等も選定事業者の負担という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	242	要求水準書(案)	57	第3	3				「本施設に関するパンフレットやビデオ映像を作成し」とありますが、 それらの制作費は事業者負担との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	243	要求水準書(案)	57	第3	3				パンフレットは最初に3,000部を事業者側の費用で用意した後、追加印刷時の費用は貴市にご負担いただけるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	244	要求水準書(案)	57	第3	3				開所式にかかる費用のうち、食材費等試食の調理業務にかかる部分について事業者の負担という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

										平成22年11月30日
	No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	1	質問・意見内容	回答
質問	245	要求水準書(案)	59	第4	1	5)	(1)		維持管理責任者を配置すると記載がありますが、常勤とするか、非常勤とするかは事業者の提案に委ねるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	246	要求水準書(案)	59	第4	1	5)	(2)		業務担当者について、例えば年1回の頻度の業務に従事する担当者の選任や市への報告(氏名、資格等)は作業予定日の事前(1ヶ月前程度)に報告するとの解釈で宜しいでしょうか。	業務計画書に記載して頂く内容となることが想定されますので、業務計画書提出の時期と同一になるとお考え下さい。
質問	247	要求水準書(案)	60	第 4	1	9)			本施設の機器台帳を作成するとのことですが、機器台帳の対象となる機器は、事業者が調達・設置する機器(厨房機器、建築設備機器等)との解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	248	要求水準書(案)	61	第4	1	13)	(1)		確認ですが、大規模修繕は本事業の範囲に含まれないという理解でよろ しいでしょうか。	大規模修繕については、事業期間中に行わないですむような予防保全、計画修繕として提案して下さい。仮に事業期間中に大規模修繕が必要となった場合は、事業者の責任において実施していただきます。事業期間中に必要となる調理設備等の更新も業務に含まれます。
質問	249	要求水準書(案)	61	第4	1	13)	(1)		事業期間終了時の貴市の検査において、機能に影響しない経年劣化は許 容されるという理解でよろしいでしょうか。	事業期間中の適切な修繕又は更新などの対応により、事業期間終了時に主要な構造・設備・機器などに大きな損傷がなく、基本的な性能を満たしていることを求めるものです。かつ、事業期間終了後に市が行う大規模修繕までその状態を維持しうることを期待するものです。通常の使用による経年の軽度の汚損や性能劣化は許容されます。市は、事業終了3年前より選定事業者の提案に基づき、事業終了後の大規模修繕に備える予定です。
質問	250	要求水準書(案)	61	第4	1	13)	(1)		業務期間終了時の市の検査により不適合と認められた場合は、選定事業者の責任により速やかに対応するとありますが、適合・不適合の判断基準はどのようなものでしょうか。電気機器・建築設備の多くは6年~15年前後が耐用年数となっておりますので事業期間内に複数回の更新があると考えてよろしいでしょうか。そして不適合とはその後の運用に支障を及ぼす場合と考えてよろしいでしょうか。	質問No.248、249の回答を参照下さい。
質問	251	要求水準書(案)	61	第4	1	13)	(1)		「業務期間中に発生する修繕」において、事業期間以降の更新のための 予防保全としての修繕についてはその事業範囲をお示しいただけますで しょうか。	維持管理業務の業務範囲が対象となります。
質問	252	要求水準書(案)	61	第 4	1	15)			消耗品(衛生用品ほか)の調達では、本施設で業務に従事する貴市の職員が使用する分も含まれますでしょうか。	含まれるとご理解下さい。
質問	253	要求水準書(案)	62	第4	2	3)			修繕・更新に係る費用は、入札時に見積した「各年度毎に見積した金額」をサービス購入料としてお支払いいただける(事業期間内に発生する修繕・更新費用の総額を平準化して支払い事はない)と考えてよろしいでしょうか。	サービス購入料としてお支払いしますので、総額を平準化して支払うことになります。
質問	254	要求水準書(案)	62	第 4	2	4)			その他の記録とはどのような記録を想定されているか現段階で具体的にあれば教えて下さい。	現時点で具体的に想定しているものはありません。

	No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	1	質問・意見内容	回答
質問	255	要求水準書(案)	62	第4	2	4)			点検・修繕・事故内容は市に報告とございますが、緊急の場合を除き、 要求水準書(案) P60 8)業務報告書の記載に基づき報告するとの解釈 で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	256	要求水準書(案)	63	第4	3	5)			調理設備保守管理記録とございますが、建築設備管理記録の誤りではないでしょうか。	入札公告時に「建築設備保守管理記録」と修正した上で要求水準書を公 表します。
質問	257	要求水準書(案)	63	第4	3	5)	(1)		調理設備保守管理記録の作成、保管及び提出となっていますが、調理設備ではなく建築設備との理解でよろしいでしょうか。	質問No.256の回答を参照下さい。
質問	258	要求水準書(案)	64	第 4	4	4)			設備保守管理記録の作成、保管及び提出となっていますが、設備保守の 部分は調理設備との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	259	要求水準書(案)	66	第4	6	2)	(2)	2	市職員事務室の日常的な清掃も事業者の業務に含まれるとの解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	260	要求水準書(案)	68	第 4	6	2)	(4)	(5)	「長期休暇中には受水槽の清掃を行うこと。」とありますが、具体的な時期等の設定はなく、事業者側で調整し、実施してもよいという認識でよろしいでしょうか。	夏季長期休暇とは夏休み(7月21日〜8月31日)を指しています。具体的な日時は調整になると想定しています。
質問	261	要求水準書(案)	69	第4	7	3)			警備記録は5年以上保管とありますが、自動録画可能な監視カメラの記録保存期間については、警備業法上で規定がありませんので、事業者の提案に委ねるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	262	要求水準書(案)	70	第4	9				「食器・食缶は業務期間終了後3年間は、更新を必要とせず使用できる 状態」とありますが、3年間更新を必要としない状態とは具体的にどの 程度と理解したらよろしいでしょうか。	事業者・市の経験則から、通常使用で3年間程度の継続使用に支障のない状態とご理解下さい。
質問	263	要求水準書(案)	70	第4	1 0	1)			配送車の所有権者は貴市、事業者、第三者(事業者へ賃貸)のいずれに なりますでしょうか。	質問No. 209の回答を参照下さい。
質問	264	要求水準書(案)	71	第5	1	4)			別途市の委託により各学校に直接配送するとのことですが、委託はいつ 行われるのでしょうか。	毎年度当初に委託契約を行います。
質問	265	要求水準書(案)	71	第5	1	4)			センターの稼働日数実績では、3学期制から2学期制などの変動日によって運営期間中に大幅に変動する可能性はあるのでしょうか。	学期制度の変更による稼働日の変更はありません。
質問	266	要求水準書(案)	72	第5	1	5)			アレルギー対応責任者の資格要件として、「管理栄養士の資格を有する者」とあります。管理栄養士限定としたのは何故なのでしょうか。	アレルギー対応食は、高度の専門的知識等を要し、特別の配慮を必要とする給食管理が必要と考えますので、管理栄養士の資格を有する者を もって対応していただきたいと考えています。

	No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	1	質問・意見内容	回答
質問	267	要求水準書(案)	72	第5	1	5)	(1)		アレルギー食対応責任者としての資格要件が、管理栄養士に限定されておりますが、この資格要件は開業後数年としていただき、将来的には、地元の雇用促進の観点から、栄養士、調理師についての登用も認めることとしていただけないでしょうか。	質問No.266の回答を参照下さい。
質問	268	要求水準書(案)	72	第5	1	5)	(1)		調理責任者・調理副責任者としての資格要件が、管理栄養士または栄養士に限定されていますが、この資格要件は開業後数年としていただき、将来的には、地元の雇用促進の観点から、調理師についての登用を認めることとしていただけないでしょうか。	原案とおりとします。
質問	269	要求水準書(案)	73	第5	1	6)	(3)		「毎月業務報告書(月報)を作成し、翌月の7日以内に市へ提出すること」とありますが、「翌月の7日以内(当該日が市の休日の場合は翌日とする)」としていただけないでしょうか。	入札公告時に「翌月の7日以内(当該日が市の休日の場合は翌日とする)」と修正した上で要求水準書を公表します。
質問	270	要求水準書(案)	74	第5	1	7)	(2)		事故・火災等発生時に貴市及び関係機関に連絡する業務が「運営業務」に含まれるものとされていますが、「維持管理業務」の中の「警備業務」にも同じ業務が規定されています。「運営業務」として同じ業務を重ねて行なう必要がありますでしょうか。	要求水準書(案)のP.74で記載している趣旨は、運営業務の総則として 考えています。 仮に、調理業務中に火災が発生した際の対応を維持管理業務担当者が不 在を理由に対応しなくてよいということにはなりません。
質問	271	要求水準書(案)	74	第5	1	7)	(3)		災害時の運営に全面的に協力することとなっておりますが、当該施設は 災害時に炊出し等の稼働を想定されておりますでしょうか。	炊き出しを行うことは想定していませんが、選定事業者のより良い提案 を期待します。
質問	272	要求水準書(案)	74	第5	1	7)	(3)		災害時の本施設を使用する場合の運営とは具体的にどのようなことをお 考えですか。	質問No.271の回答を参照下さい。
質問	273	要求水準書 (案)	74	第5	1	7)	(3)		備蓄庫や災害時対応機器の設置の必要はございませんか。	必要ありません。
質問	274	要求水準書(案)	74	第5	1	7)	(4)		危機管理訓練の主体は事業者でよろしいでしょうか。また危機管理訓練 における、市職員の役割をご教示頂けますでしょうか。	ご理解のとおりです。市職員は選定事業者が実施する訓練に参加するという位置づけになることを想定しています。
質問	275	要求水準書(案)	75	第5	2	1)	(1)		「市は泥付野菜を使用している」とあります。1日の仕入れにおける最大時の泥付き野菜の種類、量を教えてください。	入札公告時までに公表致します。
質問	276	要求水準書(案)	75	第 5	2	1)	(1)		中心温度は75度以上ではなく85度以上で1分以上の加熱が必要でしょうか。	原案のとおりとします。

No	資料名	頁	第 1	1	1)	(1)	1	質問・意見内容	回答
277	要求水準書(案)	75	第5	2	1)	(2)			
278	要求水準書(案)	77	第5	2	1)	(3)		表中の卵類には、殻付卵と液卵の両方が記載されていますが、使い分けをご教示ください。	現在は、殻付きのみ使用していますが、状況に応じて液卵を使用することも想定しています。
279	要求水準書(案)	78	第5	2	1)	(8)		「アレルギー専用の容器により~」と記載があります。アレルギー対象 献立のみ専用容器にて配送という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
280	要求水準書(案)	78	第5	2	1)	(8)	7	現在使用されいているアレルギー食専用の容器の種類や特徴等があれば ご教示下さい。	現在は、アレルギー食の提供はしていません。
281	要求水準書(案)	78	第5	2	1)	(7)		だいた場合には事業者、自然災害やインフルエンザの流行による学級閉鎖等で急遽変更された場合には貴市、という理解でよろしいでしょう	ご理解のとおりです。
282	要求水準書(案)	78	第5	2	1)	(8)	1	アレルギー食の児童生徒数を貴市からご連絡いただくタイミングや頻度 はどのようになりますでしょうか。	通常食と同じタイミングを想定していますが、詳細は平成23、24年度に アレルギー対応に関するルール作りを検討する予定です。
283	要求水準書(案)	78	第5	2	1)	(8)		めば宜しいでしょうか。	平成22年度の食物アレルギーを持っている児童生徒数は全体で35名で、 そのうち乳アレルギーを持った児童生徒は7名で、その全てが卵アレル ギー等別のアレルギーを持っています。学校別の内訳としては、11小中 学校で対象の児童生徒がおり、最少で1名、最大で9名です。
284	要求水準書(案)	78	第5	2	2)	(1)		選定業者の業務として検食業務とありますが、3ページに「市が実施する業務」として③検食とあります。最終的に検食業務について責任を持つのは市側と業者側どちらなのでしょうか	最終的な責任の所在は市に帰属しますが、選定事業者の業務としても検 食業務は含まれるとご理解下さい。
285	要求水準書(案)	79	第5	2	2)	(2)			除去食の場合でも、保存食を50g以上採る必要があります。
286	要求水準書(案)	79	第5	2	2)	(2)			検食は各1食程度を想定しています。 70食には含まれないとご理解下さい。
287	要求水準書(案)	80	第5	2	4)	(1)	2	クラスに1本提供するマヨネーズ、ソース、ドレッシングとありますが、冷蔵温度帯まで冷やしたあと、各校へ配送されていますか。御教授願います。	各食品の表示に従っています。
288	要求水準書(案)	80	第5	2	4)	(1)	2	冷凍食品が前日納品に含まれていますが、特に野菜類に関して具体的な 品物・種類、重量を例示して頂けないでしょうか。	入札公告時までに公表致します。
	2777 2778 2779 280 281 282 283 284 285 286	277 要求水準書 (案) 278 要求水準書 (案) 279 要求水準書 (案) 280 要求水準書 (案) 281 要求水準書 (案) 282 要求水準書 (案) 283 要求水準書 (案) 284 要求水準書 (案) 285 要求水準書 (案) 286 要求水準書 (案) 287 要求水準書 (案)	277 要求水準書(案) 75 278 要求水準書(案) 77 279 要求水準書(案) 78 280 要求水準書(案) 78 281 要求水準書(案) 78 282 要求水準書(案) 78 283 要求水準書(案) 78 284 要求水準書(案) 78 285 要求水準書(案) 79 286 要求水準書(案) 79 287 要求水準書(案) 80	277 要求水準書 (案) 75 第 5 278 要求水準書 (案) 77 第 5 279 要求水準書 (案) 78 第 5 280 要求水準書 (案) 78 第 5 281 要求水準書 (案) 78 第 5 282 要求水準書 (案) 78 第 5 283 要求水準書 (案) 78 第 5 284 要求水準書 (案) 78 第 5 285 要求水準書 (案) 79 第 5 286 要求水準書 (案) 79 第 5 287 要求水準書 (案) 80 第 5	277 要求水準書(案) 75 第5 2 278 要求水準書(案) 77 第5 2 279 要求水準書(案) 78 第5 2 280 要求水準書(案) 78 第5 2 281 要求水準書(案) 78 第5 2 282 要求水準書(案) 78 第5 2 283 要求水準書(案) 78 第5 2 284 要求水準書(案) 78 第5 2 285 要求水準書(案) 79 第5 2 286 要求水準書(案) 79 第5 2 287 要求水準書(案) 80 第5 2	277 要求水準書(案) 75 第5 2 1) 278 要求水準書(案) 77 第5 2 1) 279 要求水準書(案) 78 第5 2 1) 280 要求水準書(案) 78 第5 2 1) 281 要求水準書(案) 78 第5 2 1) 282 要求水準書(案) 78 第5 2 1) 283 要求水準書(案) 78 第5 2 1) 284 要求水準書(案) 78 第5 2 1) 285 要求水準書(案) 79 第5 2 2) 286 要求水準書(案) 79 第5 2 2) 287 要求水準書(案) 80 第5 2 4)	277 要求水準書(案) 75 第5 2 1) (2) 278 要求水準書(案) 77 第5 2 1) (3) 279 要求水準書(案) 78 第5 2 1) (8) 280 要求水準書(案) 78 第5 2 1) (8) 281 要求水準書(案) 78 第5 2 1) (7) 282 要求水準書(案) 78 第5 2 1) (8) 283 要求水準書(案) 78 第5 2 1) (8) 284 要求水準書(案) 78 第5 2 2) (1) 285 要求水準書(案) 79 第5 2 2) (2) 286 要求水準書(案) 79 第5 2 2) (2) 287 要求水準書(案) 80 第5 2 4) (1)	277 要求水準書(案) 75 第5 2 1) (2) 278 要求水準書(案) 77 第5 2 1) (3) 279 要求水準書(案) 78 第5 2 1) (8) 280 要求水準書(案) 78 第5 2 1) (8) 281 要求水準書(案) 78 第5 2 1) (7) 282 要求水準書(案) 78 第5 2 1) (8) ① 283 要求水準書(案) 78 第5 2 1) (8) ① 284 要求水準書(案) 78 第5 2 1) (8) 285 要求水準書(案) 78 第5 2 2) (1) 286 要求水準書(案) 79 第5 2 2) (2) 287 要求水準書(案) 79 第5 2 4) (1) ②	277 要求水準書(素) 75 第5 2 1) (2) 「汚染腹肉高い含品を取り扱う場合には専用エプロンを着用すること」とありますが、この場合の「汚染腹の高い含品」とはどのようなものを指されていますが、また、汚染腹の高い含品は、食品ごとにエプロンを替えることになるのでしょうか。 表中の卵類には、数付卵と濃卵の両方が記載されていますが、使い分けをご数示ください。 要求水準書(案) 78 第5 2 1) (8)

	No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	1	質問・意見内容	回答
質問	289	要求水準書(案)	80	第5	2	4)	(1)	2	当日納品の冷凍食品はないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	290	要求水準書(案)	80	第5	2	4)	(1)	2	豆腐の入荷について、荷姿とその重量を提示して頂けないでしょうか (①通い函で浸水させて当日入荷、②個包装でシールされた状態、③その他)。	市では基本的に冷凍豆腐を使用していく方針です。他の冷凍品と同じ取り扱いとお考え下さい。
質問	291	要求水準書(案)	80	第5	2	4)	(1)	2	前日の食材納品・検収時間が午前9:30となっています。この時間帯は 調理業務に人手を要するため、納品対応への人員配置が困難と思われま す。納品時間を午後かもしくは午前11:00頃としていただけませんで しょうか。	午後は不可ですが、午前11時であれば可とします。
質問	292	要求水準書(案)	81	第5	2	4)	(1)	2	泥付野菜はどのくらいの頻度で調達されるのかご教示ください。	入札公告時までに公表致します。
質問	293	要求水準書(案)	81	第5	2	4)	(1)	2	「…泥付野菜も調達する。」との記載がありますが、泥落としの作業を 行う場所は、どの部屋での作業と想定すればよろしいでしょうか。ご教 示願います。	泥つきの野菜の処理は、検収室で行うことを想定しています。
質問	294	要求水準書(案)	82	第5	2	4)	(2)		⑥検収後食材の管理の業務内容に「調味料等は使用量の差し引き簿~中略)状況を把握しておくこと」とありますが、クラスに1本提供するマヨネーズ等も含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	295	要求水準書(案)	82	第5	2	4)	(3)		「試食会の実施」とありますが、小中学校で実施する場合、通常の給食 提供数+試食人数なのでしょうか。または1つの学年が修学旅行時等、 通常の給食提供時より少ない日になるのでしょうか。	通常の給食提供時より少ない日に実施する想定です。 (参考:修学旅行 実施日等)
質問	296	要求水準書(案)	82	第5	2	4)	(3)		試食会の実施とありますが、各小中学校で行う保護者等の試食会は、児 童生徒の給食が提供されない日に実施されるとの理解でよろしいでしょ うか。	質問No.295の回答を参照下さい。
質問	297	要求水準書(案)	82	第5	2	4)	(3)		上段質問内容に間違いがある場合、各校最大何食・何クラス相当までを 想定すればいいか御指示願います。また、最大何校の同時提供を想定さ れているのか、御示し頂けませんでしょうか。	質問No.295の回答を参照下さい。
質問	298	要求水準書(案)	82	第5	2	4)	(3)		試食会は1回につき何食程度を想定されておりますでしょうか。 また、頻度をお示しください。	平成22年度における学校での試食会は、年間12回程度(1回当たり40名程度)の見込みです。しかし、新施設開設当初は、多数の希望が寄せられると想定していますが、受け入れ態勢も考慮する必要があることから、現時点では数量等のは想定はしておりません。
質問	299	要求水準書(案)	82	第5	2	4)	(3)		試食会の実施とありますが、本施設で行う予定の児童等は、会議室の要求で最大50名収容とありますので、50食まで対応できればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

		'Ar dul de	_	·		4.	(1)		E.B. 45-45	十成22年11月30日
	No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	1	質問・意見内容	回答
質問	300	要求水準書(案)	82	第5	2	4)	(3)		試食会において事業者が「協力を行うこと。」とされる業務の内容は、 表中の「業務内容」及びその下に列記されているものになりますでしょ うか。この業務にかかる費用はサービスの対価に含まれるものとして提 案するのでしょうか。試食会の頻度はどの程度でしょうか。	
質問	301	要求水準書(案)	82	第5	2	4)	(3)		試食会は施設見学の際と各小中学校での学校関係者の試食会に対応する とありますが、実施頻度についてご教示ください。	質問No.298の回答を参照下さい。
質問	302	要求水準書(案)	82	第5	2	4)	(3)		試食会の実施とありますが、市が想定する本施設、小中学校でのそれぞれの回数、人数をご提示をお願いします。	質問No.298の回答を参照下さい。
質問	303	要求水準書(案)	82						市が行う試食会の想定している回数及び人数をご教示下さい。	質問No.298の回答を参照下さい。
質問	304	要求水準書(案)	82	第5	2	4)	(3)		試食会における実施内容に配膳が含まれていませんが、試食会における 配膳業務は、市もしくは学校関係者が行うという理解でよろしいでしょ うか。	ご理解のとおりです。
質問	305	要求水準書(案)	84	第5	4	1)	(3)		クラス毎に回収された残滓には、米飯やパン及びデザート等のセンター 調理品以外も含まれますでしょうか。 また、未喫食の米飯、パン及びデザートについては納入業者が各校にて 引き取ると考えてよろしいでしょうか。	現状は、ご理解のとおりです。ただし、給食の食べ残しの抑制に関するより良い提案を期待します。
質問	306	要求水準書(案)	85	第5	4	1)	(2)		紙・ビニール等の廃棄物について、現在、センターでの排出実績値のご 提示をお願いできないでしょうか。	市役所全体で排出していることから、数量等は把握していません。
質問	307	要求水準書(案)	85	第5	4	1)	(2)		段ボール、ビン等の資源物について、現在、センターでの排出実績値の ご提示をお願いできないでしょうか。	ダンボールは11,560kg(21年度)です。ビンはほとんど排出していません。
質問	308	要求水準書(案)	87	第5	5	1)	(2)		2日前までの指示により給食開始時間や給食終了時間の変更された場合には当該変更に伴う増加費用は事業者負担となりますでしょうか。指示が前日または当日となった場合の増加費用は貴市にてご負担いただけるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	309	要求水準書(案)	87	第5	5	1)			アレルギー対応食については~各学校の指定場所への~」とありますが、各学校の指定場所とは配膳室との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	310	要求水準書(案)	88	第5	5	2)	(1)	1	直接搬入品についての保存食は必要ないのでしょうか。	現在は給食センターで保存しています。

	No	資料名	頁	第 1	1	1)	(1)	1	質問・意見内容	回答
質問	311	要求水準書(案)	88	第5	5	2)	(1)	2	各搬入品の納入時間に配膳員の立会いは必要でしょうか。	直接搬入品については、業者の責任において納入されています。納入時間によっては、立会いが出来なくてもやむを得ないと考えています。
質問	312	要求水準書(案)	88	第5	5	2)	(1)	1	直接納入品の検収につては、各校の先生等が立ち会われると考えてよろ しいでしょうか。	現在は、業者の責任において納入されており、立会っていません。
質問	313	要求水準書(案)	88	第5	5	2)	(1)	1	「各配送校に2名以上の配膳員を配置し」とありますが、配送員以外に 各校に配膳員として2名配置が必要ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	314	要求水準書(案)	88	第5	5	2)	(1)	1	「各配送校に2名以上の配膳員を配置」とありますが、現状の各学校に おける配置人員数および勤務時間をご教示ください。	勤務時間は10:00~14:00です。配置人員は各校2名(1校のみ3名)です。
質問	315	要求水準書(案)	88	第5	5	2)			配膳業務に伴うごみは、各学校で処分するという理解でよろしいでしょ うか。	直接搬入品に係るごみは業者が持ち帰っており、その他のごみも少量です。
質問	316	要求水準書(案)	88	第5	5	2)	(3)		配膳室の什器備品の調達において、現状使用している什器備品を使用 し、不足分を事業者が調達するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。入札説明会に併せて配膳室の見学会を実施する予 定です。詳細は、入札説明書で示します。
質問	317	要求水準書(案)	88	第5	5	2)	(3)		配膳室の什器備品、消耗品の調達は選定事業者が実施するとありますが、更新については事業者の業務範囲に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.316の回答を参照下さい。消耗品については、選定事業者の負担で調達して下さい。
質問	318	要求水準書(案)	89	第5	5	2)	(3)		配膳室の什器備品とは具体的にどのようなものを想定しているのでしょうか。	資料9配膳室概要を参照下さい。
質問	319	要求水準書(案)	89	第5	5	2)	(3)		配膳室の什器備品の調達は事業者が調達するとありますが、具体的にその内容をご教示ください。	質問No.316、318の回答を参照下さい。
質問	320	要求水準書(案)	89	第5	5	2)	(3)		「配膳室の什器備品の調達は選定事業者が実施」とありますが、各クラスの運搬車等も事業者側で準備するのでしょうか。	現在利用している運搬車を利用して下さい。不足が生じた場合には市で準備します。
質問	321	要求水準書(案)	89	第5	5	2)	(3)		「配膳員用備品の準備は選定事業者が行う。」とありますが、配膳員用 備品とは具体的にどういったものでしょうか。	質問No.316、318の回答を参照下さい。
質問	322	要求水準書(案)	89	第5	5	2)	(3)		「配膳員用備品」の内容はどのようなものになりますでしょうか。	質問No.316、318の回答を参照下さい。

										平成22年11月30日
	No	資料名	頁	第 1	1	1)	(1)	1	質問・意見内容	回答
質問	323	要求水準書(案)	資料14						光熱水費の実績にある数値は、第一学校給食センターおよび第二学校給 食センターの2施設分の光熱水費でしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	324	要求水準書(案)	資料14						光熱水費の実績にある水道使用量および金額は、上下水道の合計でしょ うか、	ご理解のとおりです。
質問	325	要求水準書(案)	資料3						事業用地東側の市道の道路中心の位置は資料6の配置図を参考にしてよろしいでしょうか。	資料.5道路台帳を参照下さい。詳細な調査が必要な場合は、事前調査等 業務にて実施して下さい。
質問	326	要求水準書(案)	資料7						敷地の地質ボーリング調査資料を提示頂けませんか。	今年度中に調査予定であり、調査結果については終了次第公表します。
質問	327								献立は①汁物②揚げ物・焼き物③和え物とあります。既存献立で提供している汁物と炒め物(21年4月9日献立)、汁物と煮物(21年4月16日献立)といった献立はなくなるのでしょうか	質問No.132、137の回答を参照下さい。
質問	328								既存の給食センターの調理指示書及び調理工程表を開示頂けますか(4月23日・5月20日・5月25日・6月17日を含み、概ね1~2ヶ月分程度をお願いします)。	入札公告時までに公表致します。
質問	329								各配送校での配送員の学校待機は可能でしょうか。	各小中学校の事情・時間帯によります。
質問	330								各配送校の見学は予定しているのでしょうか。または可能でしょうか。	配膳室の見学会を実施することを予定しています。詳細は、入札説明書 で示します。
質問	331								同一料理を2回に分けての調理や、食材下茹で後に炒め物調理を行う 等、同一の回転釜の複数回使用は容認されるのでしょうか。	同一料理を2回に分けての調理は不可とします。また、同一の回転釜の 複数回の使用は、好ましくないと考えます。
質問	332								敷地の測量図の公表をお願いします。	測量図については、当面は現有の資料(参考資料)で対応して下さい。
質問	333								建築物等配置可能区域の測量位置図をご教示願います。	質問No.332の回答を参照下さい。
質問	334								事業用地詳細図内のピンクの範囲外に市用駐車場、バス駐車場、事業者 用駐車場を計画して、事業期間中に都市施設、及び市道の拡幅が行われ て駐車場が利用できなくなった場合、敷地外近隣で駐車場を確保する必 要があると思われますが、その際の用地取得または借用手続き、及び費 用は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	予定です。ただし、維持管理業務の対象区域が変わる場合は、SPC従業
質問	335								現状の給食献立表ではなく、要求されている施設での調理を想定した 2 献立の献立表を御示し頂けませんでしょうか。	入札公告時までに公表致します。

										平成22年11月30日
	No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	1	質問・意見内容	回答
意見	1	実施方針	2	第 1	1	5)	(3)		事業の範囲として維持管理業務の中に配送車調達とありますが、配送車 両調達は配送業務を行う運営企業が行う方が効率的ではないでしょう か。	ご意見として承ります。
意見	2	実施方針	3	第 1	1	6)	(3)	1	基準金利の決定日の設定によっては事業者サイドの負担する金利変動リスクが大きくなり、結果、資金調達が困難となったり、あるいは金融費用がきわめて高くなってしまう惧れがあります。基準金利決定日は「引渡予定日の2営業日前」等としていただきたくお願いいたします。	ご意見として承ります。
意見	3	実施方針	3	第 1	1	6)	(3)	1	基準金利の期間については長期にわたる金利変動リスクを勘案、10年後に基準金利の見直しを行う等の手当てしていただきたくお願いいたします。	ご意見として承ります。
意見	4	実施方針	3	第 1	1	6)	(3)	1	入札以降一時支払金の金額が変動いたしますと、資金調達計画に影響を 及ぼすこととなり、ひいては入札時に想定していた以上の金融費用を事 業側が負担する惧れがありますので、一時支払金の金額は入札広告時に 金額を確定してお示しいただけますでしょうか。	入札説明書で示します。
意見	5	実施方針	3	第1	1	6)	(3)	2	維持管理・運営業務の対価のほとんどは人件費のため、物価変動に使う 指数に関し、その対象を人件費等を中心にしたもの等、いくつか使い分 けにて使用して頂けるようにご考慮願います。	ご意見として承ります。
意見	6	実施方針	3	第1	1	6)	(3)	2	維持管理・運営期間に事業者に支払う委託料は物価変動に基づき改定するとのことですが、これらの業務は人件費の占める割合が大きいことから、最低賃金等の引上げの際も改定していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
意見	7	実施方針	4	第 1	2	2)			貴市の財政への配慮は十分理解しますが、民間事業者の創意工夫を最大 限活かすという見地から定性評価の比重を高くしていただくことをお願 いします。	ご意見として承ります。
意見	8	実施方針	4	第1	2	2)			定量的評価ならびに定性的評価のバランスを検討するために予定価格の 公表をお願いします。	入札説明書で示します。
意見	9	実施方針	6	第2	3	6)			入札参加を予定している企業等にとって、事業契約の内容は、コンソーシアムのメンバーの構成、リスク分担の方法やリスクへの対応方針、資金調達の構成や方法等を検討するに際してきわめて重要な資料となるものです。入札参加予定の企業等の検討作業がよりスムーズに効率よく行えるよう、事業契約(案)については、入札広告より以前のできる限り速い段階でお示しいただけないでしょうか。	趣旨は理解いたしましたが、スケジュール通りとします。
意見	10	実施方針	9	第2	4	2)	(1)	45	ドライシステムの実績やHACCP対応施設の実績が無いと本事業において、貴市の目指す施設整備が厳しいと思われますが、如何お考えでしょうか。	ご意見として承ります。
意見	11	実施方針	9	第2	4	2)	(3)	4	公共施設の完工実績だけですが、ドライシステムの大量調理場の施工実 績も必要ではないでしょうか。	ご意見として承ります。

	No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	1	質問・意見内容	回答
意見	12	実施方針	9	第2	4	2)	(3)		建設企業のHACCPに関する記載がありません。建設企業もHACC Pの知識が重要と思われますが、貴市と致しましては不要とのお考えで しょうか。ご一考願います。	ご意見として承ります。
意見	13	実施方針	10	第3	4	3)		8	本事業では基本計画等策定業務において、詳しく本事業について計画・作図等をしていると思われます。ただ現在のところ、その作図等が公表されておりません。 各情報等がこのまま未公表であるならば、この業務に係わった企業と他の企業との間で不平等感が生じると思われます。 その場合、PFI法の基本理念の一つである「公平性・透明性」が損なわれてしまうような状態になると思われますが如何でしょうか。	ご意見として承ります。なお、基本計画策定業務に当たっては、受託業者に、資料の使用制限、機密の保持を課しています。また、当該業務の報告書・資料編については、閲覧に供します。
意見	14	実施方針	11	第2	4	3)			構成員の制限には、貴市から、「学校給食センター基本計画等策定業務」を受託されていた企業さんは制限されていませんが、基本計画を策定された企業さん、またその際に協力されて内情を把握されている企業が制限を受けないというのは、公平性の観点から問題があるのではないでしょうか。	意見No.13の回答を参照下さい。
意見	15	実施方針	13	第3	3	2)			本件はBTO案件ですので、施設の引渡し後の「施設整備に係る対価」は確定債権との理解です。したがって、事業契約において本項減額の対象は「維持管理及び運営に係るサービ対価」に限られる建付けにてお願いいたします。	ご意見として承ります。
意見	16	実施方針	18	別紙-1					物価リスクについて施設共用前においては民間事業者の負担となっております。確かにリスク分担のご趣旨は理解できますが、一般の民間事業者の想定を遥かに超えた「著しい物価の上昇」については貴市との協議事項として頂くことをお願いします。	
意見	17	実施方針	18	別紙-1					(No. 28) 議会の議決リスクについては、事業者ではコントロールできない種類のリスクですので、基本的には市サイドでリスクをご負担いただく建付けにしていただきたく存じます	原案のとおりとします。なお、そのような事態にならないよう市として も、最大限の努力を致します。
意見	18	実施方針	18	別紙-1					議会の議決が得られないことによる契約未締結・遅延について、負担者が市及び選定事業者になっておりますが、選定事業者の責めに帰すべき理由がない場合、市のみのリスク負担として検討しては頂けないでしょうか。	
意見	19	実施方針	20	別紙-1					「残滓量の変動によるもの」選定事業者負担となっておりますが、残滓量は調理メニューや調理成果品の味付等貴市と事業者で確認する業務となり、すべてを事業者が負担するのではなく、貴市と協議実施して行き削減に努める事項と思います。リスクは、「貴市と事業者で協議」でお願いします。	スクを分担することは現実的に困難だと考えます。リスク分担は原案の

	No	資料名	頁	第 1	1	1)	(1)	1	質問・意見内容	回答
意見	20	実施方針	20	別紙-1					整理No.69及び70の需要変動は事業者でコントロールすることは難しく、「リスクを最も良く管理できる者が当該リスクを負担する」との考え方に基づき、主分担を市の範囲として頂けませんでしょうか。	ご意見として承ります。
意見	21	要求水準書(案)	23	第2	3	4)	(6)		諸室の概要と留意事項の表内に、生卵を消毒するためのシンク等を設置すること。とありますが、もしGPセンター等で洗浄・殺菌された卵は使用されないで、糞や土・埃がついたままの卵使用ということであれば、衛生上リスクが高いと思われますので、洗浄・殺菌された安全な卵に変更して頂くことはできないでしょうか。	ご意見として承ります。
意見	22	要求水準書(案)	57	第3	3				開所式は調理リハーサル後の日程で開催して頂けないでしょうか。調理機器の動作確認及び調理員がシュミレーション済みの状態の為、円滑に試食会を執り行えると想定されます。	概ね平成25年8月を想定しています。そのため、調理リハーサルは調整 の上で実施して頂くことになります。
意見	23	要求水準書(案)	70	第4	9				食器・食缶は業務期間終了後3年間は、更新を必要とせず使用できる状態としておくこと。とありますが、業務終了後に事業者はリスクをコントロールすることができませんし、3年間も製品無償保証のある食器・食缶もございません。この文を削除していただけませんでしょうか。	ご意見として承ります。
意見	24	要求水準書(案)	70	第4	10	1) ~2)			配送車両の調達・維持管理・更新業務は維持管理企業が行うとのことですが、日常運転する運営企業が業務を担う方がいいのではないのでしょうか。	ご意見として承ります。
意見	25	要求水準書(案)	85	第5	4	1)	(2)		野菜等の食材搬入時に業者らから持ち込まれる段ボールについては、搬 入業者の持ち帰りをお願いできないでしょうか。	ご意見として承ります。
意見	26	要求水準書(案)	88	第5	5	2)	(1)		配膳業務について、直接搬入物の検収(温度確認、検収記録付け)等は、市が行う食材調達・検収業務の一部と考えます。貴市のお考えをご教示いただけませんでしょうか。また、「・直接購入品については、・・・検収記録を付け、市に提出すること。」の内容は配膳業務から除いていただけませんでしょうか。	ご意見として承ります。